

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024 年 4 月 19 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)

のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に水道分野での各種評価調査の経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	東南アジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール政府は、2011年7月に中長期開発計画である「国家開発戦略（Strategic Development Plan。以下、SDP）」を発表し、2030年までに全ての国民が安全な水にアクセスできるようになるため、ディリ及び12県の都市部で24時間給水を達成するという目標を掲げている。WHOとUNICEFによるJoint Monitoring Program (2017)によれば、東ティモールにおける都市の水利用状況は、基本的な処理をされた水へのアクセス率が98%であったが、そのほとんどが時間給水であるため、SDPの目標とする24時間給水の達成を目指すうえで課題が多く残されている。

東ティモールの水道事業は、2002年の独立時点では施設の多くが破壊され、

維持管理を担う人材も枯渇し、ほとんど機能を停止していたが、2000年代の我が国の無償資金協力による水道施設の復旧、2008年以降の技術協力プロジェクト及び個別専門家による人材育成、およびアジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、ADB）等の他ドナーの支援を受け、水道サービスは提供できるようになった。しかし、公共事業省水道局（National Directorate of Water Supply : DNSA）が運転維持管理を行っていた浄水場やポンプ設備の施設の不具合、管路の老朽化と漏水、運転維持管理や漏水対策などの技術的な対応が可能な人材の不足、都市への人口流入による水需要の増加、盗水（違法接続）に対する管理能力の不足、事業体の財務基盤の脆弱性や幹部層のリーダーシップの欠如等の問題が依然として残され、ADBが実施したディリ市水道マスタープラン調査の最終報告書（2017）によるとディリの給水時間は0時間～6時間／1日程度にとどまり、地区によって水圧や給水時間のばらつきも大きかった。また、水道事業の経営に関する問題が深刻であり、ADBの同報告書（2017）によると2016年の無収水率は90%近いと推定されていた。また、料金徴収に関しては、DNSAの報告によると2019年11月時点ではメータが設置されている約9,600世帯のうち約3,000世帯のみに請求書を発行し、約1,000世帯からのみ料金支払いがあったとされており、料金徴収の制度や実施にも大きな問題を抱えていた。

独立後の開発パートナーによる支援があった後でも水道事業に課題が残る中で、JICAが派遣した給水改善アドバイザー（2012～2019年）によって、基本的な浄水場の運転技術の指導や、配水ブロック化（水理的分離）による一部地区の24時間給水化が行われ、給水サービスが実質的に向上する成果が得られた。さらに、2018年6月に就任した公共事業省大臣が水道分野の改善に意欲的に取り組み、2021年1月には公社化及び組織改編が行われ、DNSAから東ティモール水道公社（Bee Timor-Leste、以下BTL）に水道事業が移管された。これらにより、東ティモールにおける水道経営の基盤が漸次整いつつあるものの、公社としての歩みを固めるうえで、施設運転・維持管理、料金徴収、人材育成などの課題が未だに山積している。

BTLの公社化に合わせて、ADBは短期専門家派遣を実施したほか、管路・施設更新を検討しており、オーストラリア政府は水道施設の維持管理分野での専門家派遣、世界銀行は調達に関する短期専門家派遣を実施した。

かかる状況下、東ティモール政府は、BTLの組織能力の改善を図るため、JICAの過去の協力成果である配水ブロック化による24時間給水と浄水場の運転維持管理技術を展開し、水道料金収入向上を目指す、水道事業運営の能力強化プロジェクトを要請した。これを受け「水道公社事業運営改善プロジェクト」（「本プロジェクト」という）が2021年11月から3年2か月の予定で開始された。

本プロジェクトは、BTLの1)職種別の人材育成計画の策定、2)顧客管理能力の改善、3)水道事業モニタリング能力の強化、4)配水管理能力の向上、5)効率的な浄水施設運転維持管理能力の向上、に取り組むことにより、BTLの事業運営改善のための基盤整備を図り、もってディリ市の給水サービスの改善に寄与することを目的としている。なお、本プロジェクトの専門家の構成は、2名の長期専門家（配水管理/浄水場運転管理：千葉県企業局からの派遣、ベンチマーキング/業務調整）派遣のほか、業務実施契約による専門家チーム及び千葉県企業局からの短期専門家のシャトル型派遣を行っている。

本終了時評価調査では、2025年1月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果達成の見込み等を評価、確認した上で、残りのプロジェクト期間中の活動に対する提言および今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年5月中旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他東ティモール側関係機関、他開発パートナー等)に対する質問票(英文)を提案する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務(2024年5月下旬~2024年6月上旬)

- ① JICA 東ティモール事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ 東ティモール側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び東ティモール側 C/P 等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及び東ティモール側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA 東ティモール事務所等への報告に参加する。

(3) 整理業務(2024年6月中旬~2024年7月中旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を提案する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024年7月12日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年5月19日～6月9日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 上水道運営管理 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 東ティモール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄テトゥン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・東ティモール国水道公社事業運営改善プロジェクト モニタリングシート
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・東ティモール国水道公社事業運営改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046174.html>
 - ・東ティモール国水道公社事業運営改善プロジェクト事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1904362_1_s.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する

る規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協

議の上決定します。

以上